

人文社会科学研究科（博士後期課程）国際公共政策専攻学位論文（博士）審査基準

（審査体制）

審査委員会及び予備審査委員会の構成は、次の各号のいずれをも満たすものでなければならない。

- （１） 筑波大学大学院の人文社会科学研究科（以下「本研究科」という。）担当の教員３名以上の審査委員のうち、主査１名（研究指導担当）、及び副査１名以上（研究指導担当、主任指導、または授業担当）を含む半数は本専攻の教員によるものであること。必要に応じて、筑波大学大学院の他研究科、他大学の大学院または他の研究所等の教員等を副査として加えることができるが、審査委員のうち半数は本専攻の教員によるものであること。
- （２） 原則として２名以上の教授を含むこと。２名の教授のうち１名を、本研究科の他専攻、筑波大学大学院の他研究科、他大学の大学院または他の研究所等の教授とすることはできるが、２名以上の教授の半数は本専攻の教授であること。

（評価項目）

- （１） 申請する学位の研究分野に関する特定の研究課題を設定し、研究の意義及び必要性が明確に記述されていること。
- （２） 研究課題に相応しい研究方法及び分析が用いられていること。
- （３） 当該研究分野の先行研究を十分に踏まえていること。
- （４） 論文の全体にわたって一貫した論理展開がなされていること。
- （５） 学術論文として体系的・統一的に構成され、単行本または学術雑誌掲載論文として発表できる内容と体裁を有するものであること。ただし既発表のものを含んでもよい。
- （６） 引用文献・参照文献を明示し、適切な表現・表記法に従って記述されていること。
- （７） 独創性を有し、今後、自立して研究活動を行い、学界に対して新たな知見をもって貢献する能力を有すると判定されるものであること。

(8) インターネット公表ができるよう、個人情報や倫理に関して適切な配慮がなされていること。

(評価基準)

上記項目すべてを満たしていると認められる学位申請論文を、口述審査（論文博士の場合には口述審査及び学力の確認）を経た上で合格とする。